

年額保険料	区分
20,520円	第1段階
34,920円	第2段階
49,320円	第3段階
64,800円	第4段階
72,000円	第5段階(基準額)
86,400円	第6段階
93,600円	第7段階
108,000円	第8段階
122,400円	第9段階
136,800円	第10段階
151,200円	第11段階
165,600円	第12段階
172,800円	第13段階

合計所得金額が
120万円未満
120万円以上 210万円未満
210万円以上 320万円未満
320万円以上 420万円未満
420万円以上 520万円未満
520万円以上 620万円未満
620万円以上 720万円未満
720万円以上

65歳以上の方へ

介護保険料の納付をお忘れなく！

あなたの介護保険料は？

保険料は市民税の課税状況や所得金額によって13段階に分かれます。次のフローチャートで確認してください。

```

    graph TD
        A[65歳以上の方] --> B{生活保護を受給している}
        B -- はい --> C[介護保険料が課税されている本人]
        B -- いいえ --> D{同じ世帯に市民税が課税されている方がいる}
        D -- はい --> C
        D -- いいえ --> E{老齢福祉年金を受給している  
合計所得金額+課税年金収入額=80万9千円以下}
        E -- はい --> F[第1段階]
        E -- いいえ --> G{合計所得金額+課税年金収入額=80万9千円超え120万円以下}
        G -- はい --> H[第2段階]
        G -- いいえ --> I{合計所得金額+課税年金収入額=80万9千円以下}
        I -- はい --> J[第4段階]
        I -- いいえ --> K[第5段階(基準額)]
        K --> L[第6段階]
        L --> M[第7段階]
        M --> N[第8段階]
        N --> O[第9段階]
        O --> P[第10段階]
        P --> Q[第11段階]
        Q --> R[第12段階]
        R --> S[第13段階]
    
```

納める方法は？

特別徴収
年金が年額18万円以上の方は、年6回の年金定期支払いのとき、その受給額から天引きされます(老齢福祉年金、恩給は対象になりません)。

ただし、次のような場合は、特別徴収に切り替わるまで一時的に普通徴収(納付書などで納める方法)で納めます。

- 年度の途中で65歳(第1号被保険者)になったとき
- 年度の途中で他市町村から転入したとき
- 収入申告のやり直しなどで所得段階の区分が変更になったとき
- 年度の途中で年金の受給が始まったとき

※なお、年金を担保に貸し付けを利用されている方は、普通徴収となります。

普通徴収

年金が年額18万円未満の方は、納付書や口座振替で納めます。口座振替にすると、納める手間がかからず、納め忘れもなくなります。希望する方は、金融機

減免はあるの？

平成23年3月11日時点で帰還困難区域・旧避難指示区域等に住所を有していた第1号被保険者を対象に、令和4年度まで介護保険料および介護サービス利用者負担を全額減免していましたが、令和5年度から順次見直しが実施され、田村市内の該当地域(平成26年までに解除された地域)に住所を有していた方の介護保険料の減免措置は令和6年度から終了となり、介護サービス利用者負担の減免措置は令和7年度から終了となりました。

介護保険料を納めないこと

○1年以上滞納
通常1割(一定の所得がある方は2割または3割)が自己負担となる介護サービス利用時の費用を、いったん10割全額自己負担することになります。申請によ



●問い合わせ
保健福祉部 高齢福祉課
82-11115

市民部 市民課 からのお知らせ

☎82-1112

国民健康保険に加入している方へ

- マイナ保険証を持っている方
「資格情報のお知らせ」を7月下旬に郵送します。資格情報のお知らせとは、マイナンバーカードの保険証利用の申し込みをした方へ資格情報をお知らせするものです。
- マイナ保険証を持っていない方
「資格確認書」を7月下旬に郵送します。資格確認書とは、マイナンバーカードの保険証利用の申し込みをしていない人などの被保険者資格を確認するためのものです。
- 70歳以上75歳未満の方
現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は、7月31日(木)ですが、新しい高齢受給者証は交付されません。8月1日(金)からは、自己負担割合が記載された、新しい資格確認書またはマイナ保険証をお持ちの方は資格情報のお知らせを交付します。
- 限度額適用認定証の更新申請
現在お持ちの限度額適用認定証は、8月1日(金)から新しくなるため、更新の手続きが必要です。更新を希望する場合は、次のものをお持ちのうえ、市民課、各行政局、各出張所で申請してください。また、マイナンバーカードを保険証として利用していただくと、限度額適用認定証の申請は不要です。

- 【お持ちいただくもの】
 - ・資格確認証等
 - ・本人確認書類
(マイナンバーカード・運転免許証など)
- 国民健康保険税の納税通知書を発送します
7年度分の納税通知書と納付書を7月中旬に郵送します。国民健康保険は世帯主が保険税の納税義務者であるため、世帯員が加入していれば世帯主宛てに通知書が届きます。



後期高齢者医療に加入している方へ

- 75歳以上の方、または一定の障がいのある65歳以上の方が対象です。
- 資格確認書を送付します
現在お使いの資格確認書(ピンク色)は、7月31日(木)で有効期限を迎えるため、使用できなくなります。8月1日(金)からの新しい資格確認書(オレンジ色)は7月下旬に郵送します。期限の切れた資格確認書は、資格確認書の誤使用や詐欺被害を防ぐため、市民課、各行政局、各出張所窓口へ返却していただくかご自分で破棄してください。※破棄する場合は、個人情報に留意の上、裁断して確実に破棄してください。
 - 限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証は廃止されました
保険証廃止に併せて、6年12月2日以降、各認定証の新規発行が廃止となりました。廃止後は、資格確認書の限度区分の欄に従来の各認定証に記載されていた世帯区分を記載して発行しております。6年8月1日以降に各認定証の交付を受けている方は、更新時に世帯区分を記載した資格確認書を送付します。新たに資格確認書に世帯区分の記載を希望する場合は、次のものをお持ちのうえ、市民課、各行政局、各出張所で申請してください。なお、マイナンバーカードを保険証として利用していただくと申請は不要です。

- 【お持ちいただくもの】
 - ・資格確認証等
 - ・本人確認書類
(マイナンバーカード・運転免許証など)
- マイナ保険証を利用しましょう！
マイナンバーカードを利用するメリット
 - ・窓口での支払いが限度額までになります。医療費が高額になる場合でも、申請なしで、医療機関の窓口で限度額を超える高額な医療費の支払いが不要になります。
 - ・就職や転職、引っ越しをしてもマイナ保険証を利用できます。保険者が変わった場合は異動の届出が必要です。
 - ・診療に役立ちます。検診や薬剤などの情報が医師や薬剤師に共有されるので、データに基づく医療が受けられます。
 - ・救急時に役立ちます。病気やけがで会話が困難な場合でも、マイナ保険証を読み取れば、病歴や薬剤などの情報が正確に伝わります。そのため、適切な応急処置や医療機関の早期選定ができます。